

○東温市生涯活躍人材バンク「まちの先生」設置要綱

(平成 28 年 2 月 15 日告示第 27 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、少子高齢化が進行する本市において、自らの経験により培った知識や技術、企画力等を活かし、市民の学習機会の充実及び地域の活性化に貢献しようとする人材を登録し、その情報提供及び活用を図り、もって市民一人ひとりの力を活かしたまちづくりの実現に資するため、東温市生涯活躍人材バンク「まちの先生」（以下「人材バンク」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第 2 条 人材バンクに登録できる者は、次に掲げる要件を全て満たす個人又は団体とする。

- (1) 自らの知識、技術等を市民に提供し、又は自身の企画するイベント、ワークショップ、勉強会等を市民と協働して実施する意思があること。
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としないこと。
- (3) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(登録等の手続)

第 3 条 人材バンクに登録又は変更登録しようとする者は、東温市生涯活躍人材バンク「まちの先生」登録（変更）申込書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の登録又は変更の申込みがあった場合は、その内容を審査し、登録又は変更を認めるときは、東温市生涯活躍人材バンク「まちの先生」登録（変更）完了通知書（様式第 2 号）を交付する。

(登録情報の公開)

第 4 条 市長は、人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）の氏名その他登録内容を記載する一覧表（以下「登録者一覧表」という。）を作成する。

2 市長は、登録者一覧表に記載した情報のうち、前条第 1 項の登録申込みにおいて登録者が公開を承諾した情報を公開する。

(インターネットによる登録、変更手続)

第5条 登録者が、市のインターネットサイト上で人材バンクへの登録又は変更の申込みを行ったときは、当該インターネット上での手続きをもって、第3条第1項の登録（変更）申込書が提出されたものとみなす。

2 第3条第2項の規定にかかわらず、市長は、前項のインターネット上で登録又は変更の申込みに対し、当該インターネットサイトを用いて登録完了の通知を行うことができる。

（禁止事項）

第6条 登録者は、人材バンクを通じた活動において、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗及び法令に反する行為
- (2) 他の登録者又は第三者に不利益を与える行為
- (3) 選挙運動、政治活動、宗教活動、営利活動又はこれに類する行為
- (4) 人材バンクの運営を妨害する行為
- (5) その他市長が不相当と判断する行為

（登録の取消し）

第7条 市長は、登録者が次のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から登録取消しの申出があったとき。
- (2) 登録者が前条各号に掲げる行為をしたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

（登録者の活用方法）

第8条 登録者を活用しようとする者（以下「利用者」という。）は、活用する20日前までに、東温市生涯活躍人材バンク「まちの先生」登録者活用申込書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その利用目的に適した登録者を紹介する。

3 前項の規定により情報提供を受けた利用者は、活動の日時及び謝礼、交通費、材料費等活動に要する経費等について、登録者と直接協議により決定するものとする。

4 利用者は、活動終了後、活動成果等について市長に口頭又は文書で報告するものとする。

- 5 前項の活動成果が良好であると認められるときは、同一の登録者と利用者が実施する 2 回目以降の活動については、第 1 項の申込み及び第 2 項の紹介の手続を省略し、前項の報告のみとする。
- 6 利用者が、市のインターネットサイト上で登録者の活用申込みを行ったときは、当該インターネット上の手続をもって、第 1 項の申込書が提出されたものとみなす。

(傷害保険・事故等)

第 9 条 登録者及び利用者は、当該活動の実施に伴い、危険が予想されるときは、傷害保険に自ら加入するものとする。

- 2 登録者と利用者之间に問題が生じたときは、両者誠意をもって話し合い、その解決に努めることとする。この場合において、市は、その問題に対して一切責任を負わないものとする。

(庶務)

第 10 条 人材バンクに関する庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、人材バンクの設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 2 月 15 日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

登録(変更)申込書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 3 条関係)

登録(変更)完了通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 8 条関係)

活用申込書

[別紙参照]